

教育委員会 10 月定例会会議録

1. 日 時 令和3年10月26日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
委 員 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	望 月 亮 一	参 事	菊 地 正 和
教 育 総 務 課	藤 井 徹	学 務 課	田 中 裕 之
生 涯 学 習 課	佐 賀 憲 一	文 化 振 興 課	中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課	大 橋 博	指 導 課	長 谷 川 清 美
図 書 館	武 藤 知 子		

5. 議 題

(1) 議 案

議案第23号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の選定について (文化振興課)

(2) 報 告

- ① 専決処分の報告について(下高津小学校駐車場内事故の和解) (教育総務課) (非公開)
- ② 専決処分の報告について(都和小学校駐車場内事故の和解) (教育総務課) (非公開)
- ③ (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会設置要綱の制定について
(学務課)
- ④ 令和3年度子ども図画・習字展について (生涯学習課)

(3) その他

- ① 霞ヶ浦文化体育会館の大体育室と小体育室の休館について (スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 ただいまより、令和3年10月の教育委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行させていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が2件ございます。
案件は、報告事項(1)専決処分の報告について、下高津小学校駐車場内事故の和解。
そして報告事項(2)専決処分の報告について、都和小学校駐車場内事故の和解、以上の2件でございます。
両案件は、11月の臨時、市の議会において報告する案件となっておりますので、議会前のため非公開とさせていただきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、報告事項（１）と（２）につきましては、非公開とさせていただきます。なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。それでは、次第の２番、教育長報告事項について、教育総務課よりお願いいたします。

教育総務課

————— 9月29日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ただいま報告をさせていただきました。何かございましたら。

それでは、続きまして議案に入りたいと思います。

３番です。議案第23号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の選定について、文化振興課よりお願いします。

文化振興課

定例会資料の４ページをお願いいたします。

議案第23号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の選定について、ご説明いたします。

１番目の概要ですが、土浦市民会館の管理につきましては、平成18年度から産業文化事業団の指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、現在の指定管理期間が令和４年３月31日をもって満了となることから、令和４年４月１日以降の管理を遅滞なく実施するため、指定管理者の候補者を選定するものです。

２番目の指定管理者の候補者ですが、引き続き一般財団法人土浦市産業文化事業団を候補者として挙げさせていただきました。

恐れ入りますが、別添の資料１、土浦市民会館の指定管理者の選定について（候補者選定資料）をご覧ください。資料に基づき、ご説明いたします。

まず１ページ目をお開きください。

事業計画書でございます。

なお、四角の枠内は、産業文化事業団による記載となっております。

一部読み上げてまいります。

一つ目、管理運営に関する基本的事項についてでございます。

１行目中ほど「事業団は、産業及びスポーツの振興と文化の向上に関する事業を行い、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする」の規定に基づき、利用者等に対して、公平・公正・平等という姿勢で取り組んでおります。

また、「Plan・Do・Check・Act」という基本的な仕事の進め方を実行し、最小の経費で最大の効果を発揮させる取り組みをします。

また、１行飛ばしまして、自主文化事業を充実させ魅力あふれる舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めるとあります。

二つ目、施設の管理運営については、（２）利用者本位のサービスの提供についてですが、利用者サービスの向上を図るため、定期的にアンケート等を実施し、利用者のニーズを把握し迅速・適切な対応を図ります。

下から２行目ですが、定期的に設備や機器等の点検等を実施し状態を把握するとともに、故障、不具合等に対し適切な措置を講じ、トラブルの防止に努めますとあります。

２ページ目をお願いします。

（３）施設の効用を発揮させるための考え方については、市内や近隣の幼稚園や学生、更には、高齢の方まで多種多様なジャンルの文化・芸術等の発表・鑑賞の場としての

位置づけを理解し、各関係団体と協力しながら文化・芸術の発信拠点となるように努めますなどと記載しております。

続きまして、3ページお願いいたします。

4番目、業務を安定して行うための基本的事項についてでございますが、申し訳ございません、四角の枠11ページとございますが、12ページに訂正をお願いいたします。

飛びまして、12ページをお開き願います。

市民会館の組織及び運営体制についてでございます。

運営体制につきましては、所長1名、管理係4名で対応し、イベント事業などがある場合において、舞台機構の舞台設定や照明、音響設備の運営については、民間委託としております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

文化事業収入実績でございます。

自治文化事業につきましては、市内の有識者10名以内からなる自治文化事業運営委員会委員の意見を取り入れた事業を行っているものでして、事業のジャンルは、音楽、親子鑑賞、落語などが主なもので、例年3本から4本の事業を実施しております。

5ページには直近3年間の実績を記載しておりますが、令和元年度は市民会館の大規模改修工事により休館となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、5事業中2事業を中止しております。森高千里コンサートは延期とし、今年度、令和3年度に事業を開催し、全席完売で大変好評でございました。

6ページをお願いいたします。

令和4年度から8年度の5年間の収支計画書でございます。

収入合計と支出合計は同額でして、毎年1億2,000万前後の支出を見込んでおります。収支決算については、年度末に精算を行い、余剰金につきましては、市に返還しているものでございます。

7ページをお願いいたします。

令和4年度の収支計画書でございます。

大ホール、小ホール、会議室の利用料収入のほか、文化事業収入については、クラシック音楽として土浦出身のギター奏者木村大と啼鵬のコラボコンサート。親子鑑賞として、青島広志の「おしゃべり音楽館」。土浦出身のギターリスト、寺内タケシの追悼コンサートなどを企画しております。

令和4年度事業につきましても、自治文化運営委員の意見を取り入れ、地域の特性を生かしたより魅力ある事業効果が期待される事業を計画しているところです。

なお、令和4年度につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、入場者は収容率50%以下で算出しております。

候補者選定資料の説明は、簡単ではございますが、以上でございます。

定例会資料の4ページにお戻り願います。

三つ目、選定理由でございますが、一つ目として、産業文化事業団は、産業の振興及び文化の向上を図り、もって住民の福祉増進のために必要な事業を行うことを目的とした団体であり、市の文化活動の振興が期待できること。

二つ目に、平成18年度から積極的に文化振興活動を行っている実績があり、事業運営の知識と経験を有し、自治文化事業などの取り組みを運営委員会の意見を積極的に取り入れるなど、市民ニーズに対しても、より事業効果が期待できると認められる団体であることが選定の理由となるかと思えます。

施設の概要につきましては、4番目に記載のとおりでございます。

5番目の指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間と考えております。

なお、今後の予定でございますが、指定管理者選定後は、土浦市公の施設の指定管理者の選定の手続等に関する条例に基づき、議会の議決を得て指定管理者の指定をしなければならないことから、11月の教育委員会定例会において、指定管理者の指定について再度ご審議いただき、12月議会で承認をいただいた後、3月に基本協定を、4月1日付で年度ごとの協定を締結する運びとなります。

説明は以上でございます。

指定管理者の候補者選定につきまして、ご審議のほどをよろしくお願いたします。ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願したいと思えます。

教 育 長

鈴 木 委 員

指定管理者というのは、この団体で決定というか、入札とかで競るわけではない、ほとんどこの団体でお任せするということでしょうか。

教 育 長

選定の考え方ですね。

文化振興課

5ページをご覧ください。定例会資料の5ページになります。

二つ目の丸で、土浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例ということで、一部抜粋してございます。その中で、公募によらない指定管理者の選定等とございます。

市長とありますのは、教育委員会に変え得る文言でございまして、公募によらない指定管理ということで、一財の産業文化事業団ということで選定したという考えです。分かりました。

鈴 木 委 員

教 育 長

補足しますけれども、基本は公募です。ですから、入札のような形で、もちろんプロポーザルスタイルですけれども、計画書を出して、それで優劣をとということです。コストであるとか、利用者サービスであるとか、そういったところを審査するということですが、場合によっては、この団体しかないだろうということがあります。いわゆる随意契約みたいな形でして、前回同様、単独で指定をする。中身が適切かどうかは、教育委員会、そして議会のほうに諮るという事務手続で進めているところです。

鈴 木 委 員

もう一つ、よろしいですか。

資料1の6ページですけれども、一番上の利用料収入の令和4年から令和8年の予測というか、目標が書いてありますが、増減理由のところ、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して、平成27～29年度をベースに、その後の回復率というか、56%、65%となっています。これは、大体このようになるものなのでしょうか。回復率のペースというものは、このようなものはどのように考えているのですか。

教 育 長

どのような根拠といいますか、どのような考え方からこういうふうに想定をしたのかというご質問です。

文化振興課

あくまで予測でございまして、令和4年度、5年度は、影響が場合によっては出るだろうと考えております。今も第6波が来ると言われておりますので。

当分の間は、事業団が指定管理を受けている施設、市民会館以外についても、定員の50%以内ということで見積もってございます。

これが100%になれば、当然2,000万以上の利用料収入が見込めるようになってくるのかなということで、徐々に上げているという見込みでございます。

鈴木委員
教育長

分かりました。

計画書の段階で、収入と支出と提出させないと審査ができないものですから、こういう形になりましたけれども、また別途、指定管理料を単年単年措置するわけですが、社会情勢もあって、今、課長の話もあったとおり、回復とか、50%がだんだん変化していくことに合わせて、指定管理料も収支の具合も変わってくる可能性はもちろんあるということです。

現時点であまり定かなことではありませんが、このような想定でいるということでございます。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、議案第23号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の選定については、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

議案第23号は、原案のとおり可決することに決しました。

議案は、以上1点でございます。

議題の次4番、報告事項に移りたいと思います。

報告事項（1）専決処分の報告について（下高津小学校駐車場内事故の和解）について、教育総務課よりお願いします。

【報告事項①「専決処分の報告について（下高津小学校駐車場内事故の和解）」を報告】（非公開）

教育長

続きまして、報告事項の（2）です。

同じく専決処分の報告ということで、都和小学校駐車場内事故の和解につきまして、引き続き、藤井課長お願いします。

【報告事項②「専決処分の報告について（都和小学校駐車場内事故の和解）」を報告】（非公開）

教育長

それでは次に、報告事項の（3）仮称になりますが、土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会設置要綱の制定について、学務課よりお願いします。

学務課

資料の11ページをお願いいたします。

（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会設置要綱の制定について、ご説明いたします。

1の設立の趣旨としましては、土浦市立上大津東小学校及び菅谷小学校の適正配置化

につきましては、「土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、統合して土浦第五中学校付近に新たな小学校を建設する予定としております。

開校に向けて校名、運営方針、通学路など様々な事項及び課題等を協議・検討するに当たり、各種の協議等を円滑に進めることを目的としまして、統合対策校の保護者、地域住民及び教職員等を主体とする開校準備協議会を設立するため、要綱を制定するものでございます。

2の制定の内容につきましては、12ページをお願いいたします。

設置要綱の概要としましては、第1条関係としまして、協議会設置の趣旨を示しております。

第2条では、協議会の所掌事項について定めております。

第3条では、協議会の委員の定数及び委嘱について定めております。

13ページをお願いいたします。

第4条では、協議会の委員の任期などについて、第5条では、協議会の会長及び副会長の選任方法などについて定めております。

第7条では、協議会の所掌事項に関する調査研究を行うため、検討部会の設置などについて定めております。

15ページをお願いいたします。

15ページから16ページの別表において、検討部会の調査検討内容を定めております。申し訳ございませんが、11ページにお戻りください。

3の施行日につきましては令和3年12月1日で、4の協議会委員案につきましては表に記載のとおりでございます。

なお、協議会委員の委嘱につきましては、次回の教育委員会の定例会に議案として提出する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 新しい学校、いろいろなお立場の方にご意見を頂くために協議会を立ち上げるという内容でございます。

この内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

鈴木委員どうぞ。

鈴 木 委 員 開校準備協議会ということで、実際に開校するに当たって具体的な内容を検討していくことですか。

以前にも話し合われていると思いますけれども、土地の選定とか、それ以前の準備はこの人たちは関わらない。協議会の担う役割、あるいは土地の選定とか、そういったことは、その役割の中に入っているのかどうかというところを説明してください。

学 務 課 この開校準備協議会につきましては、先ほどと重なってしまうんですが、学校の名前とか通学路とかPTAの組織とか、そういった内容、学校の開校に向けた具体的な運営の方法とかについてのところまでございまして、また敷地を含めた施設整備について決定するものではございません。

教 育 長 逆に、そういったところについては、議会案件になるのでしょうか。行政のほうで行う。土地の選定とか、運営以前の部分。

学 務 課 そうです。

教 育 長
教 育 部 長

教育部長どうぞ。

今、学務課長のほうからご説明あったこちらの協議会の所掌事項については、12ページの第2条に掲げてあるとおり、いわゆる学校運営に関するソフト的な部分を担う協議会になります。

委員のほうからありました土地の選定とか、あと校舎の建設、設計とか、それについては、今現在、五中付近の土地の意向を夏頃に地主さんからお聞きした上で、適正な場所に、どんな校舎、どのぐらいの敷地で、どのような形でいいかということ、今まさに基本計画という計画をつくっております、その中で議論しております。

3月にはその計画がまとまりますので、もちろん市民の方々、議会のほうにもご案内しまして、おおまかな絵がきちんとできてくるような形で今のところ進めているところでございます。

教 育 長

最終的には、ちょっと先かもしれないけれども、場所、施設の規模等々については、学校ですので、土浦市の条例で設置をしなければならない。ですから、ちょっと先になりますが、議会で議決をされます。当然、教育委員会に事前に意見聴取がございしますので、そこで改めて先生方に教育委員会で議決という運びになるかと思えます。ただ、少し先のことなので、ある程度構想とかそういう段階をこの教育委員会で説明をすることになります。

教 育 部 長
教 育 長

ある程度、中身が固まりつつある段階で、説明をします。

そのような予定です。

一応行政サイドで、決定していくということとなります。

協議会のほうは別の役割で、12ページの第2条に記載のそういった中身、ソフト部分という役割分担という整理をさせていただきます。

鈴 木 委 員
教 育 長
岡 島 委 員

分かりました。

岡島委員、どうぞ。

直接、この運営委員会じゃないかもしれませんが、土浦小学校が統合じゃなくて開校したときに、グリーンプロジェクトって今もやっているのですけれども、土浦小学校をモデルにして、今後新しくなった学校は、それを進めていくというのが最初のスタートだったと思います。

ただ、都和小が新しくなったときには、グリーンプロジェクトまではやっていなかったと思うんですけれども、グリーンプロジェクト自体の校庭の芝生化というところが、今、市のほうでは教育委員会主体だと思うんですけれども、どうなっているのかというのをお聞きしたいです。

教 育 部 長

岡島委員からお話があったとおり、土浦小学校がちょうど開校したときに、校庭の芝生化を土浦小学校で取り入れるということで、地域の方々が主体となって、そういう計画の下、校舎ができて、グラウンドもあのような形で、現在も芝生が保たれている状況でございます。

当初は、市内のほかの学校にも拡大していこうというお話が、盛り上がっていたかなと思いますけれども、地域の方の協力が必要だという点が一つ、それから、なかなか芝生の管理というのが非常に難しいという点もありました。その後に改築した都和小学校のほうでも、そちらの議論をたしか先生方、地元の方で行ったかと思うのですが、

なかなか都和小学校では難しい状況だということで取り入れることはなかったところ
でございます。

やはり緑がきれいな芝生というのは理想的ではありますので、今回新しい学校ができ
るということで、地元の方のそういう機運が高まれば可能かなとは思いますが、
なかなかハードルが高いという現状もありまして、今後、建物建設の中で触れていく
形かなとは思っております。

教 育 長

地域事情といいますか、ご協力いただかないと、なかなかメンテナンスがままならな
い、立ち行かない事情が明らかになったわけですが、全ての地域においてうまくいく
ケースも、そうでないケースもあるようなので、新しい学校のお話なので、部長も申
し上げたとおりに、課題の一つとして頭に置きつつ、先ほど申し上げた検討の中で考え
ていくこととなります。

岡 島 委 員
教 育 長
長 沼 委 員

自分もグリーンプロジェクトに関わっているものですから。ありがとうございます。
長沼委員どうぞ。

質問ではないのですが、統合について、この間、学校訪問させていただき、統合した
学校も訪問させていただいたところ、統合後の子どもたちの教育というか生活に、大
変、先生方が心を砕いて、仲良くさせるということを本当に一生懸命やっておられた
のを拝見しました。統合した後は、子どもたちなので、大変御苦労なことなのだと
しみじみ分かりました。

ベテランの先生方をはじめ、皆さん配慮しているのでしょうけれども、ぜひ先生方で
子どもたちを仲良くしていただければと思います。遠くからみんな新しい学校に集
まって来るので。ぜひ、また教育委員会の方々の御指導をもって、先生方にもご配慮
いただければと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長

それでは、この件につきましては、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項(4)令和3年度子ども図画・習字展について、生涯学習課長、
お願いします。

生涯学習課

定例会資料17ページをお願いいたします。

令和3年度子ども図画・習字展について、ご説明をさせていただきます。

子供たちが夏休みに作成いたしました図画・習字の作品448点をアルカス土浦1階の市
民ギャラリーにおきまして、11月11日木曜日から11月21日日曜日の期間、展示をいた
しますので、ぜひご覧いただければと思います。

なお、入賞した作品につきましては、11月13日土曜日に、同会場におきまして表彰式
を執り行います。

例年ですと、教育委員の皆様にご列席いただいておりますが、今年度はコロナウイ
ルス感染症対策のため、表彰者のみ、短時間、少人数で実施をさせていただきますの
でご了承いただきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長

この件について、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上でございます。

続きまして、次第の5番、その他でございますが、霞ヶ浦文化体育会館の大体育室と
小体育室の休館について。

大橋課長、お願いします。

スポーツ振興課

定例会資料の18ページをお願いいたします。

霞ヶ浦文化体育会館、水郷体育館と言うほうが、通りが早いかと思うのですが、そちらの大体育室と小体育室の休館についてのお知らせでございます。

県のほうで従来から進めておりましたこの工事が、いよいよ令和3年12月1日から令和4年8月31日の予定で進められます。

大体育室と小体育室、いずれも冷暖房設備の新設、それから既存の照明をLED照明に変える改修工事を行うため、この期間、休館となります。

なお、文化棟やトレーニング室、軽体育室は通常どおり御利用いただけます。

御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

この件については、終了とさせていただきます。

以上で、その他の案件は終了でございますが、次回の定例会の日程につきまして、藤井課長、お願いします。

教育総務課

11月の日程でございますが、11月16日火曜日、11月は議会の開催月の前になりますので第3火曜日ということで、16日火曜日の午後4時からの御予定をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

教 育 長

11月16日ということで案がございましたが、御都合は大丈夫でしょうか。

それでは、11月の定例会は、11月16日火曜日の午後4時からとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和3年10月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。